

7 医務第 2820 号

令和 8 年 2 月 5 日

各医療機関等の長 様

愛知県保健医療局長

産科・小児科医療機関等支援事業に係る事業計画の提出について  
(依頼)

令和 7 年度厚生労働省補正予算「産科・小児科医療機関等支援事業」につきまして、厚生労働省から事業計画の提出依頼がありました。

つきましては、事業計画がある場合は、下記のとおり資料を提出してください。

なお、事業計画の提出により補助金の交付を確約するものではありませんが、**今回事業計画の提出がない場合には、交付対象外となります**ので御留意ください。

また、国の予算額を超える計画が提出された場合、**減額調整又は交付対象外となる場合もあります**ので、御承知ください。

記

1 提出期限

令和 8 年 2 月 19 日 (木) 17 時 厳守

※期限までに提出がない場合は、事業計画がないものとみなします。

2 対象事業

- (1) 分娩取扱施設支援事業
- (2) 地域連携周産期支援事業 (産科施設)

3 提出書類

別紙のとおり

4 提出方法及び提出先

(1) メールの場合

件名に「分娩取扱施設支援事業」又は「地域連携周産期支援事業 (産科施設)」を含めて、以下のメールアドレスに送信してください。

メールアドレス : imu@pref.aichi.lg.jp

## (2) 郵送の場合

申請書類一式を担当者宛てに1部提出してください

送付先：〒460-8501（県庁個別郵便番号のため、所在地記載不要）

保健医療局健康医務部 医務課 救急・周産期・災害医療グループ宛て

## 5 その他

- 本依頼文は、県内の産科・産婦人科を標ぼうする医療機関及び周産期医療に係る実態調査において令和7年7月1日時点で分娩を行っているとは回答いただいた助産所宛てに送付しております。
- 様式等一連の書類については、以下医務課webページからダウンロードしてください。  
分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（産科施設）について  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/sankashounika.html>
- 事業計画提出後、国から内示がありましたら交付申請の提出について改めて御案内させていただきますので御承知おきください。

担 当 救急・周産期・災害医療グループ（細江）

電 話 052-954-6628（ダイヤルイン）

ファクシミリ 052-954-6918

メール imu@pref.aichi.lg.jp

## 1 分娩取扱施設支援事業

補助対象	次のアからウの要件を全て満たす分娩取扱施設 ア 令和7年4月1日から9月30日までの分娩取扱件数が <u>25件以上</u> であること イ 交付申請日時点において、 <u>分娩取扱を継続していること</u> ウ 令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を <u>5%以上</u> 下回っていること
基準額	1施設当たり1,160,000円×分娩取扱件数減少率(%) ※分娩取扱件数減少率…(令和5年度の分娩取扱件数－令和6年度の分娩取扱件数) ／令和5年度の分娩取扱件数×100(小数点以下は切り捨て、15%を上限とする)
対象経費	令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る次に掲げる経費×分娩取扱件数減少率(%) / 100 ア 職員基本給 イ 職員諸手当 ウ 諸謝金 エ 社会保険料
補助率	2分の1
提出書類	様式A-1、様式A-2、様式D
留意事項	以下に該当する施設は交付対象外 ・「令和7年度愛知県周産期母子医療センター運営事業」の交付を受ける施設 ・今回「地域連携周産期支援事業(産科施設)」の事業計画を提出する施設

## 2 地域連携周産期支援事業（産科施設）

補助対象	以下の要件をすべて満たす産科医療機関 ① 令和7年度において、原則各妊婦に対して妊娠初期から中期以降までの妊婦健康診査を実施し、必要に応じて産後管理を実施できる体制を確保していること ② 令和7年度において、 <u>分娩を取り扱っていない又は同年度中に分娩取扱の中止が決定していること</u> ③ 近隣の分娩取扱施設とオープンシステムまたはセミオープンシステムを構築していること	
区分	施設整備	設備整備
交付条件	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、本体工事の契約を締結し、新築、増改築及び改修に着手しているものを補助対象とする。	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、購入の契約を締結し、納品が完了されているものを補助対象とする。
基準額	1施設当たり7,239千円	1施設当たり4,630千円
対象経費	産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、診察室の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、下記の医療機器購入費 （超音波診断装置、診察台（内診台）、分娩監視装置）
補助率	2分の1	2分の1
提出書類	様式B-1、様式B-2、様式D 事業費の算出根拠（整備図面、見積書（工事内訳書含む）等の写し）	様式C-1、様式C-2、様式D 事業費の算出根拠（見積書等の写し）
留意事項	今回「分娩取扱施設支援事業」の事業計画を提出する施設は交付対象外 本事業の補助対象は産科医療機関であり、助産所については対象外	